(給水の原則)

- 第15条 給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情及び法令又はこの条例の規定による場合のほか、制限又は停止することはない。
- 2 前項の給水を制限又は停止するときは、その日時及び区域を定めて、その都度これを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。
- 3 第1項の規定による、給水の制限又は停止のため損害を生ずることがあっても町は、その責を負わない。

(給水契約の申込)

**第16条** 水道を使用しようとする者は、町長が定めるところにより、あらかじめ、町長に申し込み、その承認を受けなければならない。

(給水装置の所有者の代理人)

**第17条** 給水装置の所有者が、町内に居住しないとき、又は町長において必要があると認めたときは、給水装置の所有者は、この条例に定める事項を処理させるため、町内に居住する代理人を定め、町長に届け出なければならない。代理人に変更があったときも又、同様とする。

(管理人の選定)

- **第18条** 共同住宅の所有者又は経営者がその共同住宅内に居住しない場合その他で町長が必要と認めた者は、水道の使用に関する事項を処理させるため、管理人を選定し、町長に届け出なければならない。
- 2 町長は、前項の管理人を不適当と認めたときは、変更させることができる。

(水道メーターの設置)

- **第19条** 給水量は、町の水道メーター(以下「メーター」という。)により計量する。ただし、町長がその必要がないと認めたときは、この限りではない。
- 2 メーターは給水設置に設置し、その位置は、町長が定める。
- 3 メーターの位置が管理上不適当となったときは、町長は所有者又は使用者の負担においてこれを変更改善させることができる。

(メーターの貸与)

- 第20条 メーターは、町長が設置して、水道の使用者又は管理人若しくは給水装置の所有者(以下「水道使用者等」という。)に保管させる。
- 2 前項の保管者は、善良な管理者の注意をもってメーターを管理しなければならない。
- 3 保管者が、前項の管理義務を怠ったために、メーターを亡失又はき損した場合はその損害額を弁償しなければならない。

(水道の使用中止、停止、再開、変更等の届出)

- **第21条** 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ、町長に届け出なければならない。
- (1) 水道の使用を中止し、停止し、又は再び使用するとき。
- (2) メーターの口径(以下「口径」という。)を変更するとき。
- (3) 消防演習に私設消火栓を使用するとき。
- 2 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、町長に届け出なければならない。
- (1) 水道の使用者の氏名又は住所に変更があったとき。
- (2) 給水装置の所有者に変更があったとき。
- (3) 消防用として水道を使用したとき。
- (4) 管理人に変更があったとき又はその住所に変更があったとき。

(私設消火栓の使用)

- 第 22 条 私設消火栓は、消防又は消防の演習の場合のほか使用してはならない。
- 2 私設消火栓を、消防の演習に使用するときは、町長の指定する町職員の立会を要する。
- 3 私設消火栓を消火の演習に使用するときは、使用時間は 10 分を超えてはならない。 (水道使用者等の管理上の責任)
- 第23条 水道使用者等は善良な管理者の注意をもって、水が汚染し又は漏水しないよう給水装置を管理し、異状があるときは、直ちに町長に届け出なければならない。

- 2 前項において修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は、水道使用者等の負担とする。ただし、町長が必要と認めたときは、これを徴収しないことができる。
- 3 第1項の管理義務を怠ったために生じた損害は、水道使用者等の責任とする。
- 4 町長は、第1項の管理義務を怠った者に対し、水道水の汚染防止又は障害除去のための必要な措置をとることを指示することができる。

(給水装置及び水質の検査)

- **第24条** 町長は、給水装置又は供給する水の水質について、水道使用者等から請求があったときは、検査を行い、その結果を請求者に通知する。
- 2 前項の検査において、特別の費用を要したときは、その実費額を徴収する。 (料金の支払義務)
- 第25条 水道料金(以下「料金」という。)は、水道の使用者から徴収する。
- 2 共用給水装置によって水道を使用する者は、料金の納入について連帯責任を負うものとする。

(料金)

**第26条** 料金は、別表第1のとおりとする。

(料金の算定)

- 第27条 料金は、定例日(料金算定の基準日として、あらかじめ、町長が、定めた日をいう。)に、メーターの点検を行い、その日の属する2箇月分として算定する。ただし、やむを得ない理由があるときは、町長は、定例日以外の日に点検を行うことができる。
- 2 メーターに使用水量を示さない場合でも、水道の使用中止又は停止の届出をしない限り、料金を徴収する。ただし、第39条の規定により給水を停止した場合は、その翌月から解除の前月までは、料金を徴収しない。

(使用水量及び用途の認定)

- 第28条 町長は次の各号のいずれかに該当するときは、使用水量及びその用途を認定する。
- (1) メーターに異常があったとき。
- (2) 使用水量が不明のとき。
- (3) その他特別の理由があるとき。

(特別な場合における料金の算定)

- **第29条** メーター点検日(第27条第1項の規定によりメーターの点検を行った日をいう。) から次のメーター点検日までの中途において水道の使用を開始し、中止し、又は停止したときの料金は次のとおりとする。
- (1) 使用水量が、基本水量の2分の1以下のときは、基本料金の2分の1
- (2) 使用水量が、基本水量の2分の1を超え、基木水量以下のときは、基本料金
- (3) 使用水量が、基本水量を超えるときは、基本料金と超過料金
- 2 メーター点検日から次のメーター点検日までの中途においてメーターの口径に変更があった場合は、その使用日数の多い口径によって算定し、その日数が等しいときは、新しい口径によって算定する。

(無届使用に対する認定)

第30条 前使用者の給水装置を町長に無届で使用した場合は、前使用者が引き続いて使用 したものとみなす。

(臨時使用の場合の概算料金の前納)

- **第31条** 工事その他の理由により、一時的に水道を使用する者は、水道の使用の申込の際、 町長が定める概算料金を前納しなければならない。ただし、町長が、その必要がないと認め たときは、この限りではない。
- 2 前項の概算料金は、水道の使用をやめたとき精算する。

(料金の徴収方法)

第32条 料金は、口座振替制、納付制又は集金制により2箇月ごとに2箇月分まとめて徴収する。ただし、町長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。 (加入金)

第33条 給水装置の新設又は改造(給水管の増口径を行うものに限る。以下同じ。)の工事の申込者からメーターの口径の区分に従い、別表第2に定める金額(改造の場合にあって

- は、改造後のメーターの口径に対応する同表の右欄に掲げる金額から改造前のメーターの口径に対応する同表の右欄に掲げる金額を控除して得た額)を徴収する。
- 2 加入金は、前項の工事の申込みの際徴収する。ただし、町長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。
- 3 既納の加入金は、返還しない。ただし、第1項の工事を中止し、又は変更したときは、 この限りでない。

(手数料)

- 第34条 手数料は、次の各号の区別により、申込者から申込の際、これを徴収する。ただし、町長が、特別の理由があると認めた申込者からは、申込後、徴収することができる。
- (1) 設計審査及び工事検査手数料 メーターの口径にかかわらず
- 1件につき 2,100円
- (2) 指定給水装置工事事業者指定手数料及び指定更新手数料
- 1件につき 10,000円
- (3) 指定給水装置工事事業者証再交付手数料
- 1件につき 1,000円
- 2 既納の手数料は、特別の理由のない限り還付しない。

(料金、手数料等の軽減又は免除)

**第35条** 町長は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、この条例によって納付しなければならない料金、手数料、その他の費用を軽減又は免除することができる。 (給水装置の検査等)

第36条 町長は、水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を検査し、水道使用者等に対し、適当な措置を指示することができる。

(給水装置の基準違反に対する措置)

- 第37条 町長は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、政令第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込を拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。
- 2 町長は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りではない。

(配水管、消火栓等の破損に対する損害賠償)

**第38条** 道路工事又は交通事故等により、配水管、消火栓等の水道施設を破損し、町に損害を与えたときは、その損害に要した費用を町長に支払わなければならない。ただし、町長が、その必要がないと認めたときは、この限りでない。

(給水の停止)

- **第39条** 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、水道の使用者に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。
- (1) 水道の使用者が、第10条の工事費、第23条第2項の修繕費、第26条の料金、又は 第34条の手数料を指定期限内に納入しないとき。
- (2) 水道の使用者が、正当な理由がなくて、第27条の使用水量の計量、又は第36条の検査を拒み、又は妨げたとき。
- (3) 給水栓を、汚染のおそれのある器物又は施設と連絡して使用する場合において警告を発しても、なお、これを改めないとき。

(給水装置の切り離し)

- **第40条** 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合で、水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を切り離すことができる。
- (1) 給水装置所有者が、60日以上所在が不明で、かつ、給水装置の使用者がいないとき。
- (2) 給水装置が、使用中止の状態にあって、将来使用の見込がないと認めたとき。 (過料)

- 第41条 町長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、5万円以下の過料を科することができる。
- (1) 第4条の承認を受けないで、給水装置を新設、改造、修繕(法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去した者
- (2) 正当な理由がなくて、第19条第2項のメーターの設置、第27条の使用水量の計量、 第36条の検査、又は第39条の給水の停止を拒み、又は妨げた者
- (3) 第23条第1項の給水装置の管理義務を著しく怠った者 (料金等を免れた者に対する過料)
- **第42条** 町長は、詐欺その他、不正の行為によって第26条の料金又は、第34条の手数料の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科することができる。

(町の責務)

- 第43条 町長は、貯水槽水道(法第14条第2項第5号に定める貯水槽水道をいう。以下同じ。)の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができるものとする。
- 2 町長は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

(設置者の責務)

- **第44条** 貯水槽水道のうち簡易専用水道(法第3条第7項に定める簡易専用水道をいう。 次項において同じ。)の設置者は、法第34条の2の定めるところにより、その水道を管理 し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。
- 2 前項に定める簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、別に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

別表第1 (第26条、第27条関係)

<u> </u>	不因 你/	1				1			
地区	用途	料金							
			基本料金	超過料金					
		(2	箇月につき	(2箇月につき)					
		水量	口径	金額	超過水量	1 m³当た			
						り			
伯耆町上水道	一般用	16m³まで	m/m	円	1 m³以上	円			
				1, 760		110			
	業務用	16m³まで	13	1,870	1 m³以上	110			
			20	2, 046					
			25	2, 068					
			30	2, 222					
			40	2, 310					
			50	4, 026					
			75	4, 598					
			100	5, 434					
丸山専用水道	厚用水道					55			

## 別表第2 (第33条関係)

区域	加入金									
	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	75mm以上			
伯耆町水道	110, 000	165, 000	220, 000	275, 000	330, 000	550, 000	町長が定			
	円	円	円	円	円	円	める額			